

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1003	10031010	法務局が行っている法人登記事務の一部を市窓口でも可能にする規制緩和	法務局で行っている法人の登記証明書発行事務を市役所窓口でも行えるようにする。	具体的には、郵便局の窓口で市の証明書発行事務を行っていると同様の遠隔発行の方法が考えられる。羽咋市が法務局七尾支局と委託契約を交わし、オンラインを利用し羽咋市にプリンターを置き、法人の印鑑登録証明書などを市窓口で遠隔発行できるようにする。		石川県	石川県羽咋市	(仮)法人印鑑登録証明書等発行特区	法務局で行っている法人の登記証明書発行事務の一部を市役所窓口でも行えるよう特例措置を設ける。 最寄の登記所の統廃合のため、市内事業者は印鑑証明、登記簿謄本等をとるために、約2km離れた七尾市まで出向くこととなり、不便を強いられる。 また、電子申請や電子認証などの制度が整いつつあるが、当管内では、そのサービスを享受できうる態勢が整っていない状況である。 このような状況を打開するために、法人の登記証明書発行事務を市役所窓口でも行えるようにする。具体的には、郵便局の窓口で市の証明書発行事務を行っていると同様の遠隔発行の方法が考えられる。
1005	10051010	樹木の適正管理特区	歩行者及び車両の通行に支障となる樹木の枝並びに倒木の処理を町の自主判断により行う。	通行の妨げ、或いは危険を及ぼす恐れのある樹木に対する苦情や通報を住民又は町内巡回中に発見した場合には、速やかにその障害となる樹木の剪定並びに撤去を行い、住民福祉の向上と生活環境の保持に努める。	現在の民法の規定における公共施設等に入り込んだ樹木の枝や倒木については、樹木の所有者に対して境界線を越えた部分の除去の請求はできるが、所有者が実行しない限りはそのまゝの状態が続いてしまう。公共施設管理者の判断により、必要不可欠な状況にあるものについては、所有者の承諾なしでも処理できる合理性を求める。	長野県	長野県軽井沢町	樹木の適正管理特区構想	当町では、自然環境に配慮したまちづくりを進めており、宅地開発等において樹木の伐採制限をお願いしていることから、緑豊かな自然美を有している。しかし、その反面、公道や公共施設に隣接する土地の樹木の枝が歩行者及び車両の通行を妨げ、冬期には目障りな除雪機による危険を及ぼす恐れも生じている。そこで町内全域で樹木の適正管理特区とし、障害となる枝や倒木の処理について、町が必要と認めるもの限り、所有者の承諾を必要とせず処理できるよう設定する。このことにより、歩行者及び通行車両の安全確保に寄与できるとともに、町内企業の活性化と雇用促進が図れる。
1028	10281010	出資法に定める上限金利の緩和	出資法第5条第2項に定める上限金利を29.2%から40.004%へ緩和する。ただし、融資が短期小額、担保・連帯保証人を徴求しない、当協会への報告義務などの適切な条件を満たした場合に限定する。	上限金利が緩和された後、当協会の管理の下、当協会会員である資金者により、資金需要者への融資を開始し、資金需要者がヤミ金融を利用しなくなっていくようにする。	出資法上の上限金利が29.2%に下がってから資金需要者はリスクの高い資金需要者に資金を出し出すことができなくなっている。その結果、借りられなくなった資金需要者がヤミ金融を利用してしまいうる被害が生じている。そこで、上限金利を緩和し、一定のルールの下に適切な業者が資金需要に充て、ヤミ金融被害を回避することが、この特区を提案する理由である。	宮城県	社団法人宮城県貸金業協会	出資法に定める上限金利の緩和	ヤミ金融による被害が深刻な社会問題になっている。その発生の原因は、信用リスクの高い資金需要者が融資を受けられず、ヤミ金融に走ってしまうためである。一方、現行金融制度の中で、最も高いリスクに充てている貸金業者も、上限金利が29.2%に下がってからは需要に応えることが困難になっている。そこで、協会員による融資について、短期小額、担保・連帯保証人を徴しない、貸金業協会への報告を義務付ける等の適切な条件を満たした場合に限り、出資法に定める上限金利を40.004%に緩和する特区を提案する。これにより、多くの資金需要者がヤミ金融から資金を借りなくても済むようになり、それによる被害を回避することができる。
1033	10331010	レジャー特区	・刑法185条の適用除外(その施設のみ) ・公営競技とは異なる民間主体のカジノ運営に関するルールの創設 ・風俗営業法の営業時間の特別措置 ・風俗営業法の設備等に関する規制の特別措置 ・風俗営業法の遊技料金や遊技機に関する規制の特別措置 ・風俗営業法の現金や有価証券を商品化として提供するのを禁止する特別措置	カジノ・エンターテインメント事業・ショッピング等の24時間営業	法律で賭博が禁止されているため現状ではカジノ並びにそれにかかる風俗営業法によって昼夜を問わず24時間エンターテインメントを提供する施設が無い。カジノについては第2次募集時に珠洲市、熱海市、鳥羽市などが提案しており、それについて警察庁、法務省、総務省はそれぞれ回答を出しているが、第6次募集のカジノについての提案があった際の警察庁の回答はカジノ立法が検討される場合には警察庁としては治安上の観点から、その議論に加わり、必要な意見を述べたいと前向きな姿勢になっている。これら発着の対応も踏まえ、また、当社はレジャー特区を提案している。なお、2002年内閣府から沖縄県に「規制改革特区」について政府案としてカジノ事業の事例が示された。当時、本県は基地問題など重要な課題が山積していることから、取組が保留になっていたのを県内経済界や大学教授などが中心となって民間主導で当構想を推進している。法務省の回答の中で、いずれかの種目がカジノを合法化する法律を立案することになれば協議に応じる用意はある、と述べられていたが、現在外国人誘客のための国策「ビジット・ジャパン・キャンペーン」を行っている国土交通省が主務省庁となり、本県においては刑法や係る風俗法の適用除外を願いたい。	沖縄県	株式会社エンターテインメントワールド沖縄	日本初、カジノも含む総合エンターテインメントリゾートプロジェクト	当社が民間事業者提案と同日日本初、カジノも含む総合エンターテインメントリゾートプロジェクトを進めている。沖縄の観光入域客は低料金パッケージ等で数を増えているものの、年々観光収入が減少している現状がある。このことはエンターテインメント・アメニティ施設の不備不足が指摘されているからである。計画候補地としては、自ら、複数の市町村自治体当局と協議を進めている。当構想は内閣府策定の「沖縄振興計画」を踏まえ、国策の「ビジット・ジャパン・キャンペーン」にも呼応した、民間主導型の沖縄経済振興プロジェクトであり、「特定民間カジノ事業会社」を目指すものである。
1038	10381010	不動産登記等証明書の交付事務の拡大	現在、法務局で交付している不動産登記等証明書を、指定された市町村長も交付できるようにする。	財団法人民事法務協会の「登記情報提供サービス」で得た登記情報に指定された市町村長の職印を押印し、証明書として交付する。	平成17年2月14日、札幌法務局浦河支局と門別出張所が統廃合されたことにより、当地域の住民や企業等は、片道1時間～3時間弱かけて法務局に行かなければならない現状にある。このため、町と法務局が連携しながら住民や企業等の利用頻度の高い証明書について、インターネットやLGVAN等を利用し、町の窓口でも交付できるようにすることで、住民や企業等の利便性の向上を図りたい。	北海道	北海道浦河町、北海道様似町、北海道えりも町、北海道日高町、北海道平取町、北海道門別町	不動産登記等証明書及び法人の印鑑証明書の交付事務の拡大	現在、法務局で交付している不動産登記等証明書及び法人の印鑑証明書を、指定された市町村長も交付できるようにする。
1038	10381020	法人の印鑑証明書の交付事務の拡大	現在、法務局で交付している法人の印鑑証明書を、指定された市町村長も交付できるようにする。	LGVAN(総合行政ネットワーク)で法務局と指定された市町村長を結び、そこから得た情報に指定された市町村長の職印を押印し証明書として交付する。	平成17年2月14日、札幌法務局浦河支局と門別出張所が統廃合されたことにより、当地域の住民や企業等は、片道1時間～3時間弱かけて法務局に行かなければならない現状にある。このため、町と法務局が連携しながら住民や企業等の利用頻度の高い証明書について、インターネットやLGVAN等を利用し、町の窓口でも交付できるようにすることで、住民や企業等の利便性の向上を図りたい。	北海道	北海道浦河町、北海道様似町、北海道えりも町、北海道日高町、北海道平取町、北海道門別町	不動産登記等証明書及び法人の印鑑証明書の交付事務の拡大	現在、法務局で交付している不動産登記等証明書及び法人の印鑑証明書を、指定された市町村長も交付できるようにする。

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1049	10491030	法規制の緩和	(1)特許料・特許申請請求料の軽減 (2)特許出願猶予期間の延長 (3)外国人IT技術者の在留資格要件緩和	(1)特許料・特許申請請求料の軽減 (2)特許出願猶予期間の延長 (3)外国人IT技術者の在留資格要件緩和 研究機関等の推薦を持って「技術」の実務経験10年の要件を緩和する。	(1)特許料・特許申請請求料の軽減 ベンチャー企業など一定の条件を満たす企業については特許料・特許申請請求料軽減されているが、企業進出を促進するため経済特区という特定地域内での特許料・特許申請請求料の特例創設を要望するものである。 (2)特許出願猶予期間の延長 研究成果の発表から公表までの猶予期間を確保することにより、発表者は研究者同士や民間企業等と研究内容の情報交換をすることができる。なお、猶予期間の延長については、特許制度の国際的調査の議論の動向を検討していく必要があるが、現段階では検討内容が不明確であることから、先行事例として特定地域での特例を要望するものである。 (3)外国人IT技術者の在留資格要件緩和 外国人IT技術者の活用策として相互認証制度が創設され一定の成果をあげているが、専修学校卒や研究機関等から推薦されたIT技術者の受入れなど要件を緩和することにより若い優秀な外国人IT技術者を確保し民間のソフトウェア開発を促進することができる。	東京都、神奈川県	東京都、神奈川県、川崎市	東京湾岸地域における経済特区の設置	東京湾岸地域は産業構造の転換などに伴い空洞化等の問題が生じてきている反面、今後成長が期待される環境、エネルギー、生物工学など最先端の研究開発型企業が進出など新しい動きもでている。 このため、東京湾岸地域の特定地区を経済特区とし、法規制の緩和とともに企業進出にかかる税制上の優遇措置や融資制度の拡充などの誘導策を講じていくとともに、公共基盤整備等を促進していくこと。
1068	10681010	リラクゼーションマッサージ施術者の在留資格付与	現状の27項目の内、リラクゼーションマッサージ施術者を施術経験5年以上の者に限り技能職として在留資格を付与する	「スパマッサージ技術者」を技術者、又は技能職として一定の条件(例えばタイ国のスパで施術経験5年以上など)を満たす者については、在留資格を認める	リラクゼーションマッサージ(スパマッサージ)とはそもそも海外でも15年程度の歴史しかないものであり、現在国内ではホテル、リゾート、旅館などでの需要の急速な拡大により技能のある施術者が絶対的に不足しており、急ぎしるしの施術者が多く、リゾートに求められる「リラクゼーション」を実現できないままの低い価格を設定している状態である。今後、日本の観光業界が世界レベルの国際競争力を持つためには、日本人の良さを生かしながら、スパマッサージを行える人材の確保が急務である。タイ国からの要望もあるように「スパマッサージ技術者」を技術者、又は技能職として一定の条件(例えばタイ国のスパで施術経験5年以上など)を満たす者については、在留資格を認めて頂きたい	長野県、山梨県	株式会社星野リゾート	リラクゼーションマッサージの選法確認とリラクゼーションマッサージ施術者の在留資格化	現在、様々な形で、人の生命や身体に影響を及ぼさない、健康の増進を意図したマッサージが「ボディアクア、トリートメント」などの形式で行われている。しかしながら、現状は、何れもきちんとした技術を持った施術者がいないのが現状である。そこで、「海外」スパなどで、一定の経験を持つ施術者を「技能、又は「技術」職での在留資格に加えて頂く 「リラクゼーションマッサージ」の要望する側の自己責任でのマッサージ実施の点について要望するものである。 リラクゼーション、癒しは今後の観光ビジネスのみならず、様々な分野に於てOOL追求の為に必須になりつつあるものであり、この分野のきちんとした形での解放をご検討頂きたい
1074	10741040	医科学(高度医療・遠隔医療等)に係る外国人IT技術者受入れの促進	医科学(高度医療・遠隔医療等)に係る外国人IT技術者の日本国内への受入れを促進する。構造改革特別区域基本方針の別表1「番号501」外国人情報技術者受入れ促進事業、の特例措置の内容に医科学(高度医療・遠隔医療等)の分野を追加する。	国際研修センター及び高度医療センター・付属病院の整備に伴い、医科学(高度医療)に係るIT研修等を実施し優れた人材の育成を図るものであり、海外からの医科学(高度医療・遠隔医療等)に係る「技術者」の受入れを促進するため、当該外国人とその家族の在留期間を最大5年に延長する。	「国際交流拠点形成プロジェクト」の事業展開において、海外からの医科学(高度医療・遠隔医療等)に係る「技術者」を受入れるものであるが、現在、外国人とその家族の活動類型ごとの在留期間が最大3年となっている。 また、構造改革特別区域基本方針の別表1「番号507」外国人情報技術者受入れ促進事業、の特例措置の内容においては、在留期間が最大5年となっているが、自然科学又は人文科学の分野に関する技術又は知識を有する外国人及び情報処理活動に限定されている。 医科学(高度医療・遠隔医療等)に係るIT研修等を実施し優れた人材の育成を図るため、海外からの医科学(高度医療・遠隔医療等)に係る「技術者」の受入れを促進するには、当該特例内容に医科学(高度医療・遠隔医療等)の分野を追加することが必要である。	北海道	北海道旭川市、三井物産株式会社	国際交流拠点形成プロジェクト	旭川市では「国際交流拠点形成プロジェクト」構想のもと、北海道上川中部、更には道北地域全体を視野に入れながら、高度医療・国際研修拠点形成と人、サービスの交流拠点形成を進める事業を展開する。具体的には、高度医療・福祉・教育機能の集積地として旭川リサーチパークに、海外からの看護・介護研修生の研修・技能実習の場である国際研修センターと北海道・東北初の粒子線がん治療、PET/CT等高度医療画像解析、遠隔医療等を行う高度医療センターを設置するとともに旭川空港の国際化を進め、関連する地場産業の発展を促し、地域の特性を生かした国際交流・相互理解を深める。
1074	10741050	外国人医療従事者(高度医療・遠隔医療等従事者)の受入れ促進	外国人医療従事者(高度医療・遠隔医療等従事者)の日本国内への受入れを促進する。別表1「番号501、502、503」外国人研究者受入れ促進事業、の特例措置の内容の一部を変更する。	国際研修センター及び高度医療センター・付属病院の整備に伴い、海外からの医療従事者(高度医療・遠隔医療等従事者)の受入れを促進するため、当該外国人とその家族の在留期間を最大5年に延長する。	「国際交流拠点形成プロジェクト」の事業展開において、海外から高度な医療資格と医療技術を持つ従事者(高度医療・遠隔医療等従事者)を受入れるものであるが、現在、外国人とその家族の活動類型ごとの在留期間が最大3年となっている。 また、構造改革特別区域基本方針の別表1「番号501、502、503」外国人研究者受入れ促進事業、の特例措置の内容においては、在留期間が最大5年となっているが、「特定の分野に関する研究の成果を利用して行う事業を自ら経営する活動を行うこと」とその活動に条件が付けられている。 地域医療に貢献するため海外からの医療従事者(高度医療・遠隔医療等従事者)の日本国内への受入れを促進するためには、当該特例内容の外国人の活動について、「特定の分野に関する研究の成果を利用して行う事業を自ら経営する活動を行うこと」から、「特定の分野に関する研究の成果を利用して行う事業に従事する活動を行うこと」に変更が必要である。	北海道	北海道旭川市、三井物産株式会社	国際交流拠点形成プロジェクト	旭川市では「国際交流拠点形成プロジェクト」構想のもと、北海道上川中部、更には道北地域全体を視野に入れながら、高度医療・国際研修拠点形成と人、サービスの交流拠点形成を進める事業を展開する。具体的には、高度医療・福祉・教育機能の集積地として旭川リサーチパークに、海外からの看護・介護研修生の研修・技能実習の場である国際研修センターと北海道・東北初の粒子線がん治療、PET/CT等高度医療画像解析、遠隔医療等を行う高度医療センターを設置するとともに旭川空港の国際化を進め、関連する地場産業の発展を促し、地域の特性を生かした国際交流・相互理解を深める。

プロジェクト管理番号	規制特別提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1074	10741060	研修ビザによる在留期間の伸長並びに新たな在留資格による就労の認定	海外からの看護・介護研修生の研修ビザによる在留期間を5年間に伸長し、更に看護師・介護福祉士が国内資格を取得した場合に新たな在留資格による就労が一定期間認められるよう制度化する。	国際研修センター及び高度医療センター・付属病院の整備に伴い、海外からの看護・介護研修生の研修、技能実習など人材育成を促進させるため、当該センターを含む海外研修生の各受入れ機関において当該機関が実施する研修の中に実務研修が含まれている場合、その人数制限を撤廃し各施設が定員を設定できるよにすることで、看護・介護等海外研修生の受入れを促進する。	「国際交流拠点形成プロジェクト」の事業展開において、研修ビザによる海外からの看護・介護研修生を受入れるものであるが、現在、「出入国管理及び難民認定法」第7条第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の4の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項5のハ)において、当該受入れ機関が実施する研修の中に実務研修が含まれている場合、研修生の人数が当該機関の職員の2分の1以内と制限があるため、これを撤廃するとともに、「1のロの表」にある人数制限も撤廃し各受入れ機関が定員を設定できるようにすることで、看護・介護等海外研修生の受入れを促進する。	北海道	北海道旭川市、三井物産株式会社	国際交流拠点形成プロジェクト	旭川市では「国際交流拠点形成プロジェクト」構想のもと、北海道上川中部、更には道北地域全体を視野に入れながら、高度医療・国際研修拠点形成と人・サービスの交流拠点形成を進める事業を展開する。具体的には、高度医療・福祉・教育機能の集積地として旭川リサーチパークに、海外からの看護・介護研修生の研修・技能実習の場である国際研修センターと北海道・東北初の粒子線がん治療・PET/CT等高度医療画像解析・遠隔医療等を行う高度医療センターを設置するとともに旭川空港の国際化を進め、関連する地場産業の発展を促し、地域の特性を生かした国際交流・相互理解を深める。
1074	10741070	海外研修生受入れ機関における受入れの促進	海外研修生の受入れ機関において、当該機関が実施する研修の中に実務研修が含まれている場合、その人数制限を撤廃し各施設が定員を設定できるよにすることで、看護・介護等海外研修生の受入れを促進する。	国際研修センター及び高度医療センター・付属病院の整備に伴い、海外からの看護・介護研修生の研修、技能実習など人材育成を促進させるため、当該センターを含む海外研修生の各受入れ機関において当該機関が実施する研修の中に実務研修が含まれている場合、その人数制限を撤廃し各施設が定員を設定できるようにする。	「国際交流拠点形成プロジェクト」の事業展開において、研修ビザによる海外からの看護・介護研修生を受入れるものであるが、現在、「出入国管理及び難民認定法」第7条第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の4の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項5のハ)において、当該受入れ機関が実施する研修の中に実務研修が含まれている場合、研修生の人数が当該機関の職員の2分の1以内と制限があるため、これを撤廃するとともに、「1のロの表」にある人数制限も撤廃し各受入れ機関が定員を設定できるようにすることで、看護・介護等海外研修生の受入れを促進する。	北海道	北海道旭川市、三井物産株式会社	国際交流拠点形成プロジェクト	旭川市では「国際交流拠点形成プロジェクト」構想のもと、北海道上川中部、更には道北地域全体を視野に入れながら、高度医療・国際研修拠点形成と人・サービスの交流拠点形成を進める事業を展開する。具体的には、高度医療・福祉・教育機能の集積地として旭川リサーチパークに、海外からの看護・介護研修生の研修・技能実習の場である国際研修センターと北海道・東北初の粒子線がん治療・PET/CT等高度医療画像解析・遠隔医療等を行う高度医療センターを設置するとともに旭川空港の国際化を進め、関連する地場産業の発展を促し、地域の特性を生かした国際交流・相互理解を深める。
1080	10801040	外国人弁護士による本邦弁護士の雇用要件の緩和	外国人弁護士が雇用者となり、本邦弁護士と共同で弁護士業務を行なう	当該地域内で起業した外国人に対し、言語の障壁をクリアし、効率的効果的な法律サポートが可能となる	外国人弁護士が本邦弁護士を雇用することは出来るが、共同でサービス提供することを可能とし、外国人起業を促進する。	神奈川県、東京都	株式会社イースト・インターナショナル、日本ニュービジネス協議会連合会	外国人起業家特区	医院開業する場合の外国人医師の弾力的活用、保健師助産師看護師、介護支援専門員への外国人の積極的登用、居住外国人子弟に係わる大学受験資格の緩和、外国人弁護士による本邦弁護士の雇用要件の緩和、在留期間の延長
1080	10801050	在留期間の延長	当該地域内の外国人起業家に対し、最長5年の在留資格を認める	同左	起業して軌道に乗るまでには、5年～10年かかるものと考えられる。かかる現状に鑑み、在留期間を延長し、外国人による起業促進を図る。	神奈川県、東京都	株式会社イースト・インターナショナル、日本ニュービジネス協議会連合会	外国人起業家特区	医院開業する場合の外国人医師の弾力的活用、保健師助産師看護師、介護支援専門員への外国人の積極的登用、居住外国人子弟に係わる大学受験資格の緩和、外国人弁護士による本邦弁護士の雇用要件の緩和、在留期間の延長
1106	11061010	「家族滞在」の在留資格を取得できる対象者範囲の拡大	親と生活を一緒にすることを目的として、本国から本人及び配偶者の親を呼び寄せることを望む外国人のために、出入国管理及び難民認定法第2条の2、第2項に定める在留資格のうち「家族滞在」に規定する対象者の範囲を拡大し、在留する者の親、及び在留する者の扶養を受ける配偶者の親を加える。	外国・外資系企業が立地及び定着を図る場合、暮らしやすい生活環境を確保が重要なポイントの一つであり、そこで、外国人が親と生活を一緒にしたい目的で、本国から本人及び配偶者の親を呼び寄せる際に、「家族滞在」の在留資格に規定する対象者の範囲を、在留する者の親、又は、又は在留する者の扶養を受ける配偶者に拡大し、本人の在留資格に応じた期間、安心して親と一緒に暮らせるような特別措置を設ける。この特別措置により、外国・外資系企業の立地・定着を促進させ、地元経済の活性化、雇用の確保を図る。	外国・外資系企業が立地及び定着を図る場合、暮らしやすい生活環境を確保が重要なポイントの一つである。そこで、外国人が親と生活を一緒にしたい目的で、本国から本人及び配偶者の親を呼び寄せる場合に、「短期滞在」の在留資格ではなく、「家族滞在」の在留資格に規定する対象者の範囲を、在留する者の親、又は、又は在留する者の扶養を受ける配偶者の親に拡大し、本人の在留資格に応じた期間、安心して親と一緒に暮らせるような特別措置を設けることにより、神戸がより一層外国・外資系企業にとって暮らしやすい生活環境となり、外国・外資系企業の立地や定着が促進され、既存産業の活性化、雇用の確保を図ることができる。	兵庫県	兵庫県、兵庫県神戸市	国際みなと経済特区	外国・外資系企業が立地・定着を図る場合、暮らしやすい生活環境の確保が重要なポイントの一つである。そこで、外国人が親と生活を一緒にしたい目的で、本国から本人及び配偶者の親を呼び寄せる場合に、「短期滞在」の在留資格ではなく、「家族滞在」の在留資格に規定する対象者の範囲を、在留する者の親、又は、又は在留する者の扶養を受ける配偶者の親に拡大し、本人の在留資格に応じた期間、安心して親と一緒に暮らせるような特別措置を設けることにより、神戸がより一層外国・外資系企業にとって暮らしやすい生活環境となり、外国・外資系企業の立地や定着が促進され、既存産業の活性化、雇用の確保を図ることができる。
1122	11221010	市長選挙における立候補者や助役・収入役・教育委員・公平委員・監査委員・固定資産評価委員・人権擁護委員・監査委員の候補者に「個人市県民税・固定資産税・国民健康保険税の納税証明書等」の提出を義務づける	市長選挙においては、市長選挙における立候補者には立候補の届出時に「個人市県民税・固定資産税・国民健康保険税の納税証明書等」の提出を義務づけるものとする。また、助役・収入役・教育委員・公平委員・監査委員・固定資産評価委員・人権擁護委員・監査委員についても、市長から議会の同意を求める際に「個人市県民税・固定資産税・国民健康保険税の納税証明書等」の提出を義務づけるものとする。市長から選ばれ、市民の代表として市政を執るとする者ならば、この義務を果たしていることを前提とすべきである。また、この点を市民に明らかにすることにより、市政への信頼度が高まり、納税意欲の向上をはかることとなるものである。	草加市においては、市長選挙における立候補者には立候補の届出時に「個人市県民税・固定資産税・国民健康保険税の納税証明書等」の提出を義務づけるものとする。また、助役・収入役・教育委員・公平委員・監査委員・固定資産評価委員・人権擁護委員・監査委員についても、市長から議会の同意を求める際に「個人市県民税・固定資産税・国民健康保険税の納税証明書等」の提出を義務づけるものとする。市長から選ばれ、市民の代表として市政を執るとする者ならば、この義務を果たしていることを前提とすべきである。また、この点を市民に明らかにすることにより、市政への信頼度が高まり、納税意欲の向上にもつながると期待できる。	草加市では、入札への参加を希望する者に対して「法人市県民税及び消費税・地方消費税の納税証明書等」の提出を義務づけている。市民からお預かりした税を財源とする事業に携わり、そこから収益を得る以上、自らも市民としての義務を果たすことが当然の前提での考えらるものである。また、市民の代表として選ばれて市政の負託を受け、報酬を受ける市長を志す者や助役・収入役・教育委員・公平委員・監査委員・固定資産評価委員・人権擁護委員・監査委員としての責務に就くとする者ならば、納税の義務を果たしていることを前提とすべきである。また、この点を市民に明らかにすることにより、市政への信頼度が高まり、納税意欲の向上にもつながると期待できる。	埼玉県	埼玉県草加市	みんなが納得・納税推進(公職者納税証明)	草加市においては、市長選挙における立候補者や助役・収入役・教育委員・公平委員・監査委員・固定資産評価委員・人権擁護委員・監査委員の候補者に「個人市県民税・固定資産税・国民健康保険税の納税証明書等」の提出を義務づけるものとする。市長の代表として選ばれて市政の負託を受け、報酬を受ける市長を志す者や助役・収入役・教育委員・公平委員・監査委員・固定資産評価委員・人権擁護委員・監査委員としての責務に就くとする者ならば、納税の義務を果たしていることを前提とすべきである。また、この点を市民に明らかにすることにより、市政への信頼度が高まり、納税意欲の向上にもつながると期待できる。
1149	11491010	研修・実習後受入企業の援助を得て投資経営の在留資格を得る特例	研修実習終了後、その企業の援助を受け投資・経営の在留資格(就労)を得る。	投資額の一部仕事の一部提供等当初(1～3年程度)は援助、応援し、その後は完全独立させる。	研修・実習者の強い要望(ステップとして自分で会社をやりたい)及び大阪の中小企業(特に金属加工)が激減し、横のつながりが減り連携できない。	大阪府	株式会社 精機資料社	外国人研修生の後継者(投資・経営)としての在留資格認可依頼	わが国で先進技術を習得した外国人研修実習生の中で、習得した技術を生かして自分で事業をしたいと希望する者がいる。「もちろん2～3年は様々な援助、応援が必要」また、日本の中小企業(とりわけ製造業)において企業、倒産が多発し、横の連携もとりにくくなりつつある中で地域活性化にも役立つ。
1149	11491020	研修後後継者となるための在留資格の特例	研修実習終了後、その企業の後継者となる場合、在留資格(就労)を得る。	後継者の適任者がいないので廃業となるが、事業が継続でき、経済効果、地域活性化につながる。	従業員の高齢化、新規採用の困難さ(ハローワークへの依頼)により廃業を考えたが、研修制度による若年者による企業への活性化、優秀な人材による後継者による企業継承の他に方策がない。	大阪府	株式会社 精機資料社	外国人研修生の後継者(投資・経営)としての在留資格認可依頼	わが国で先進技術を習得した外国人研修実習生の中で、習得した技術を生かして自分で事業をしたいと希望する者がいる。「もちろん2～3年は様々な援助、応援が必要」また、日本の中小企業(とりわけ製造業)において企業、倒産が多発し、横の連携もとりにくくなりつつある中で地域活性化にも役立つ。

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1149	11491030	在留資格認定書の不交付理由の明確化	在留資格認定書の不交付となった場合、その具体的理由を明確にする。	研修生を後継者とするため、在留資格の認定申請しているが、理由が不明なまま不交付とされる。よって、不交付の具体的理由を明確にする。	在留資格認定書が不交付となる理由が不明なため、どこを直せば交付となるか分からない、不交付の具体的な理由を明確化していただきたい。 また、会社の経営権を譲渡すれば交付が可能となるのだが、これはどの規制に関係するのか示していただきたい。	大阪府	株式会社 精機資料社	外国人研修生の後継者(投資・経営)としての在留資格認可依頼	わが国で先進技術を習得した外国人研修実習生の中で、習得した技術を生かして自分で事業をしたいと希望する者がいる。(もともと2-3年は様々な援助、応援が必要)また、日本の中小企業(とりわけ製造業)において廃業、倒産が多発し、横の連携もとりにくくなりつつある中で地域活性化にも役立つ。
1156	11561010	過疎地域の子育て支援事業に対する国有財産の譲与に関する規制緩和	過疎地域において、国の業務統廃合に伴い遊休施設となった国有財産(普通財産)の処分を、少子化社会対策基本法(平成15年7月30日法律第133号)次世代育成支援対策推進法(平成15年7月16日法律第120号)に基づき少子化対策・子育て支援に資する事業用途に限って、地方自治体へ無償譲与する。	子育て相談や支援、一時預かり、母子保健などの機能・体制を備えた施設に読書や文化芸術など余暇活動のための機能を併合し、子供から老人まで全ての世代が自由に交流できるサロン施設を自治体で設置する。この施設を子育て家庭や住民主体のNPO組織が管理運営し、子育てプログラムの実践や様々な交流活動を広げる中で、現代社会に求められている行政や地域社会が一体となった子育て支援体制を充実する。本事業により少子化社会対策基本法に謳う「保育サービス等の充実(11条)、地域社会における子育て支援体制の整備(12条)、母子保健医体制の充実等(13条)」ゆとりのある教育の推進等(14条)、次世代育成支援対策推進法がめざす、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健全やかな成長に資する教育環境の整備、ならびに職業生活と家庭生活との両立の推進(第8条)を実現する。	少子化の進展が21世紀の地域社会に深刻かつ多大な影響をもたらすことから、住民が子育てに夢をもち、かつ、次代の社会を担う子供を安心して生み育てることができる社会環境づくりが不可欠である。にもかかわらず、過疎地域においては具体的事業を実現する施設の確保や整備の財源調達が相当に困難である。したがって、少子化社会対策基本法第8条(法制上の措置等)ならびに次世代育成支援対策推進法第4条(国及び地方公共団体の責務)の規定に則り、国の業務統廃合で遊休施設となった法務局跡舎(1)を取り受けて積極的に事業展開を図ることを切望するものである。ついでに国有財産の管理・処分規定に、少子化対策・子育て支援による公共の利益増進に資する条項がなく、構造改革特区の規制緩和を受けてこれを実現したい。	宮崎県	高千穂町	高千穂町子育て支援特区	出生率の低下が続く、子供を安心して産み育てることのできる社会環境づくりは、重要かつ緊急な政策テーマとなっている。本町では、継続的人口維持の目標とされる2.1以上の合計特殊出生率の実現を目標に、行政・NPO・子育て家庭できる協働環境の充実を図り、子供の誕生によって生じる様々な制約を削減しながら、継続可能な社会づくりをめざす。事業目標実現に向け、業務統廃合に伴い遊休施設となっている国有財産(普通財産)の管理・処分し、少子化対策・子育て支援に必要な規制緩和を受け、施設の無償譲与と有効活用による少子化対策・子育て環境を実現し、公共の利益増進を図る。
1183	11831010	在留資格「投資・経営」の資格要件の緩和	現行の資格取得の要件である日本に居住する2人以上の従業員を雇用すること500万以上の投資いずれかを満たし、また3年以上の経験が必要であるという規制を完全に撤廃し、「投資・経営」の在留資格の取得を容易にする。	日本起業家協会の会員である外国人起業家に対して、事務所開設ならびに経営面・資金面において創業支援を行う。また川崎市では、かながわサイエンスパークやTHINKなど起業家を支援する自治体や任意団体等が存在するので、それらと協力体制の下、日本経済の活性化に役立ってもらう外国人起業家を、集めて育て、成長企業として確立するまでサポートする。また、国民一体となり問題等に取り組み、厳しい事後規制を含めた外国人起業支援のシステム化を目指す。	世界はグローバル経済へと発展し、日本も早くから国際化を目指してきた。今ではあらゆる場所で外国人を見かけ、多種多様な生活習慣や文化があふれている。しかしながら、我が国での外国人による起業は、入国の際における在留資格取得の時点で制限され、新たなビジネスチャンスを探して日本を目指す外国人にとっては困難な現状があることに注目したい。外国人が日本で起業するためには「投資経営」という在留資格が必要である。しかしその要件は、経営又は管理に従事する者以外に日本に居住する者で常勤の職員を2人以上雇用すること又は、500万円以上の投資、または以上の総額の保証金をもって、自ら、彼らにとっては想像以上にハードルが高いため、入国を断念する方もいれば、別の手段を選ぶ方もいる。創当初心は技術はあっても資金が足りないはめずらしくない。しかし起業への道が容易に閉ざされてしまえば、我が国にとっても不利益なことである。我が国は、世界でも多くのビジネスチャンスをもめる国であると思われ。しかし様々な面でその可能性が、リスク回避という目的のために事前に規制されられている。どのような場合において規制が必要であるが、可能性は無駄にせず、リスクは厳しい事後規制で補うような制度が今後は重要ではないだろうか。そのためにもこの特区は多くの意味で重要性を持つと思われる。	神奈川県	日本起業家協会	外国人起業家を支援し川崎市に産業イノベーション地区を形成する構想	京浜工業地帯として日本の基幹産業を誕生させてきた産業都市川崎市において、「投資経営」在留資格における規制を完全に撤廃し、優秀な外国人の起業を推進する産業イノベーション地区を形成する。積極的に在留資格の規制を撤廃し、自治体や任意団体等との協力体制の下、外国人の起業を支援し、問題が発生すればその都度、国民一体となり解決しように努める。そのようにして在留資格取得の門戸をできるだけ広げ、また厳しい事後規制により規制された仕組みを作り上げ、将来的には全国的な在留資格の取得緩和を目指す。
1196	11961010	「企業内転勤」に関する在留資格要件の緩和	在留資格付与の対象施設範囲を次のとおり拡大する。第3セクターの保有している施設の地方公共団体の出資比率要件を撤廃する。国立大学法人が保有するインキュベーション施設についても対象施設とする。飯塚市が支援対象としている一定要件を満たす民間施設についても対象施設とする。	福岡ソフトウエアセンターは、国・県・市民間企業の出資により設立された商法法人の第3セクター。九州工業大学のインキュベーション施設は、国立大学法人が管理するもの。I・B・コートは、飯塚市の認定基準を満たすインキュベーション機能を備えた民間施設。いずれの施設も、飯塚市が認定するインキュベーション施設としての各種支援対象となっており、飯塚アジア「1」特区における「関連企業の集積拠点」となる施設であり、これらの施設に外国企業を誘致する場合であっても「企業内転勤」の在留資格を付与することにより、特区への外国企業の誘致を円滑に進められるようにするもの。	外国企業が新たに支店等を設置するに当たっては、具体的な不動産契約がまとまるまでは、短期滞在ビザでしか入国が認められないため、住宅の借り上げ等に支障が生じ、また、具体的な進出先の選定活動や入居手続にも支障が生じていることから、特区における規制の特例措置「外国企業支店等開設促進事業」によるインキュベーション施設の活用が有効であるが、在留資格付与の対象施設の要件が限定されていることから、特区内に企業インキュベーション施設を設け、企業の創業及び進出を支援しているもの、当該施設は規制の特例の対象とはならず、外国企業に対し、その機能を十分に生かすことができないため。	福岡県	福岡県、飯塚市	飯塚アジア「1」特区	飯塚市では、九州工業大学情報工學部の卒業生や留学生などによる起業活動が活発に行われ、また、米国や中国、あるいは英国やインドなどの企業が進出意向又は進出に關心を示すなど、その受け入れ体制の整備が急務となっているところである。こうした状況の中、外国企業の進出並びに継続的かつ安定的な事業活動が行える環境整備を図るため、「企業内転勤」に関する在留資格要件の緩和、外国人の永住許可弾力化の適用要件の緩和、「投資・経営」に関する在留期間の延長に関する規制緩和を図り、アジアにおける「関連産業の拠点化」を加速する。
1196	11961020	外国人の永住許可弾力化の適用要件の緩和	「特定事業等にかかる外国人の永住許可弾力化事業」において、他の特定事業と併せて実施されるものとする要件をなくし、特区内に特定分野に関する研究のための活動の中核となる施設が所在し、かつ、当該施設の周辺に当該特定分野に関する研究と関連する研究を行う施設が相当程度集積するものと見込まれる場合、又は特区内に情報処理産業に属する事業を行う相当数の事業所及び当該事業に必要な実践的な教育・研究を行う大学等が所在し、かつこれらの連携により特区内の情報処理産業の発展が相当程度見込まれる場合のいずれかにおいて、当該特定分野に関する研究又は情報処理産業に属する事業のために来日する外国人の永住許可の要件のうち、必要な必要な在留実績を5年以上から3年以上に短縮する。	「外国人研究者受入れ促進事業、及び」外国人情報処理技術者受入れ促進事業、が全国化されたあとも、同等の要件を満たす場合に、引き続き在留実績の要件を緩和し、外国人研究者及び外国人情報処理技術者の永住を容易にし、地域における研究活動及び情報処理産業に属する事業を継続的に実施できるようにするもの。	「特定事業等にかかる外国人の永住許可弾力化事業」にあつては、その適用要件を「外国人研究者受入れ促進事業、及び」外国人情報処理技術者受入れ促進事業、などの他の特定事業の認定によって判断していたが、これらの他の特定事業が全国化された中、当該特定事業については、他の特定事業に付随するものとして、当該永住許可の要件緩和は全国化されていないことから、これまで特区として認められていた要件を具備する場合には、単独の特定事業として特例の要件を判断し、規制の特例措置の適用が受けられるようにするため。	福岡県	福岡県、飯塚市	飯塚アジア「1」特区	飯塚市では、九州工業大学情報工學部の卒業生や留学生などによる起業活動が活発に行われ、また、米国や中国、あるいは英国やインドなどの企業が進出意向又は進出に關心を示すなど、その受け入れ体制の整備が急務となっているところである。こうした状況の中、外国企業の進出並びに継続的かつ安定的な事業活動が行える環境整備を図るため、「企業内転勤」に関する在留資格要件の緩和、外国人の永住許可弾力化の適用要件の緩和、「投資・経営」に関する在留期間の延長に関する規制緩和を図り、アジアにおける「関連産業の拠点化」を加速する。

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1196	11961030	投資・経営に関する在留期間の延長	投資・経営に関する在留資格において、その在留期間が3年又は1年という要件を緩和し、5年に延長する。	投資・経営に関する在留資格における在留期間の延長を行い、継続的かつ安定的な事業活動を行うことができる環境を整備することにより、特区内におけるIT関連産業集積の促進を図るもの。	投資・経営に関する在留資格においては、その在留期間が3年又は1年となっているが、外国人研究者や入居促進事業及び外国人情報処理技術者受入れ促進事業において在留期間5年の規制の特例が認められ、全国化される中、継続的かつ安定的な事業活動を図るためには、当該投資・経営に関する在留資格についても、その在留期間については同等の期間延長が必要である。	福岡県	福岡県、飯塚市	飯塚アジアIT特区	飯塚市では、九州工業大学情報工學部の卒業生や留学生などによる起業活動が活発に行われ、また、米国や中国、あるいは英国やインドなどの企業が進出意向又は進出に意欲を示すなど、その受け入れ体制の整備が進んでいるところである。こうした状況の中、外国企業の進出並びに継続的かつ安定的な事業活動が行える環境整備を図るため、「企業内転勤」に関する在留資格要件の緩和、外国人の永住許可弾力化の適用要件の緩和、投資・経営に関する在留期間の延長に関する規制緩和を図り、アジアにおけるIT関連産業の拠点化を加速する。
1208	12081010	住民票の写し等をはじめとする各種証明書交付事務を民間事業者へ委託可能	各種証明書交付事務を民間事業者へ委託可能とする。 住民票の写し等 戸籍謄抄本等戸籍に関する証明書 印鑑登録証明書 府市民税(所得・課税)証明書 固定資産課税台帳記載事項証明書 納税証明書 軽自動車納税証明書(継続検査用) 年金現況証明書	新たに設置する公の施設には、生涯学習機能をメインとして、市民ニーズの高い住民票の写し等各種証明書発行を行う駅前サービスコーナーを併設予定。当該施設の管理運営等は指定管理者制度を活用し、指定管理者の議決を得た民間事業者を指定し、委任予定。さらに、各種証明書の発行業務を民間事業者へ委託することにより、民間ノウハウを活かした良質な市民サービス提供が可能となる。	特区第五次提案において本市が行った提案内容は、各種証明書発行事務を地方議会で指定管理者指定の議決を得た民間事業者に対して委任するというものであったが、国からは「対応不可」との回答があった。その理由は、行政行為の民営化不可と守秘義務の必要性の二点であると解している。しかしながら、指定管理者に対しては「許可行為」が認めらるる等行政行為にまで踏み込んだ法整備がなされたところであり、また守秘義務についても個人情報保護法に関する法律が整備される等個人情報取扱に関する法律が整備されたと考え、本提案は各種証明書発行事務を担う市町村が、現場において民間に委託することに対し問題なしと感じているところであり、公の施設の全ての業務が民間に運営委託出来るように提案するものである。	大阪府	大阪府大東市	駅前サービスコーナー民営化特区	本市では、平成18年度に市制施行50周年を迎え、これを契機として、市の玄関口に生涯学習機能をメインとした公の施設を開設します。当該施設は、市の玄関口として機能、生涯学習施設としての機能、市役所の証明書発行等の機能を有する施設として誕生する予定です。及び、については、指定管理者制度を活用し運営において民間ノウハウを活用しようと考えていますが、については民間に委託することができません。そこで、各種証明書の発行等について民間事業者が委託実施できるよう提案するものです。
1228	12281010	起業支援措置のある特区内での投資・経営在留資格要件の緩和	投資額500万円以上を250万円以上に緩和する 3年以上の経験を経営支援体制の整備によって 在留期間 1年を2年に、3年を5年に延長	川崎市川崎区南瀬田地区、THINK INにおいて創業支援を実施、オフィスビル所有者の敷金・礼金等の免除、川崎市による資料助成、NPO法人による経営・生活支援など公民連携によるアジア起業家の創業支援として実施。アジアの活力・優秀な頭脳の誘致により将来のアジア圏域での研究開発型産業のハブ機能を果たすイノベーション拠点地域を形成する。	日本の企業などに勤め、起業を希望する外国人には、財政的基盤を持たないが、その知識、技術、専門能力等において事業としての魅力的な可能性を持つ者が少なくない。川崎市の国際環境特区(アジア起業家村)で創業を希望する外国人のなかにも現行の投資経営在留資格への変更が困難な者がいる。オフィスビル所有者、川崎市、NPO法人等関係者は、積極的にアジア起業家を発掘・育成するための支援をおこなっている。敷金・礼金等の免除、資料助成は一般の賃貸オフィスの賃借に対し、240・250万相当の支援になる。神奈川サイエンスパーク、川崎新産業創造センター、SOHOオフィスなどを支えた。経営・技術評価のシステムもあり、NPO法人による生活・経営支援は、経営の安定・継続の大きな基盤となっている。活力あるアジアの優秀な頭脳を育成支援することは、拡大するアジア市場のなかで将来に向けた大きな資産となるものであり、地域におけるこうした取り組みと整合の取れた在留資格への緩和を要望する。	神奈川県	神奈川県川崎市、特定非営利活動法人アジア起業家村推進機構	アジア起業家村構想(国際環境特区)	川崎市では、環境技術やものづくり技術を活かし、国際的な研究開発、産業拠点を形成し、川崎臨海地域の再生をめざす国際環境特区を築いています。その具体的プロジェクトの一つであるアジア起業家村構想では、成長著しいアジアの活力・頭脳を誘致・導入し、アジアの起業家の創業を支援しています。アジアの優秀な人材を呼び込み、積極的に支援・育成するため、現行の研究者の在留資格の拡大に加え、投資経営、技術、人文国際等の在留資格の要件緩和措置を特区として実施することを提案するものです。
1228	12281020	起業支援措置のある特区内での「技術」「人文・国際」の在留資格による活動の範囲を拡大し、創業準備期間の投資・経営の活動を含むこととする	研究者、資格の投資・経営活動の許容に準じて、特区内の特定施設に立地する「技術」「人文・国際」資格者においても投資・経営活動を許容する	川崎市川崎区南瀬田地区、THINK INにおいて創業支援を実施、オフィスビル所有者の敷金・礼金等の免除、川崎市による資料助成、NPO法人による経営・生活支援など公民連携によるアジア起業家の創業支援として実施。アジアの活力・優秀な頭脳の誘致により将来のアジア圏域での研究開発型産業のハブ機能を果たすイノベーション拠点地域を形成する。	日本の企業などに勤める外国人には、その知識、技術、専門能力等においてたいへん優秀であるとともに、起業を希望する者が少なくない。川崎市の国際環境特区(アジア起業家村)では創業を希望する外国人の入居希望に対してはその技術やビジネスモデルを審査しているが、これまで神奈川サイエンスパーク、川崎新産業創造センター、SOHOオフィスなどを支えた。経営・技術評価の蓄積もあり、選考された起業家は、その知識、技術、専門能力、経営能力、将来性などについて高い評価を得て選考された者である。オフィスビル所有者、川崎市、NPO法人等関係者は、積極的にアジア起業家を発掘・育成するための支援をおこなっているところであり、NPO法人による生活・経営支援は、事業活動の安定・継続の大きな基盤となっている。活力あるアジアの優秀な頭脳であるとともに、日本のビジネスにも通じた「技術」「人文知識・国際業務」資格者のうち、優秀な人材を積極的に育成支援することは、拡大するアジア市場のなかで将来に向けた大きな資産となるものであり、地域におけるこうした取り組みと整合の取れた在留資格への緩和を要望する。	神奈川県	神奈川県川崎市、特定非営利活動法人アジア起業家村推進機構	アジア起業家村構想(国際環境特区)	川崎市では、環境技術やものづくり技術を活かし、国際的な研究開発、産業拠点を形成し、川崎臨海地域の再生をめざす国際環境特区を築いています。その具体的プロジェクトの一つであるアジア起業家村構想では、成長著しいアジアの活力・頭脳を誘致・導入し、アジアの起業家の創業を支援しています。アジアの優秀な人材を呼び込み、積極的に支援・育成するため、現行の研究者の在留資格の拡大に加え、投資経営、技術、人文国際等の在留資格の要件緩和措置を特区として実施することを提案するものです。
1230	12301010	地方自治法第十四条第3項による普通地方公共団体の条例に違反したものに對する行政処分として、公益作業を伴う罰則規定を設ける。	普通地方公共団体の条例を違反したものに對しては、「二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、過料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。」とされていますが、地域美化環境を善したものに對し、条例で地域美化に関する公益作業に従事させることができる罰則規定を設けることができる。	平成16年4月1日に施行した「多治見市をこみの散らばっていないきれいなまちにする条例」で規定する市民や事業者、イベント開催者等に対する義務規定に違反したものに對し、一定期間公益作業に従事させることにより、地域美化の大切さを身をもって学習する等の教育効果を得待し実施します。	地域美化環境の改善・維持のためには、全体的なモラルの向上が不可欠となります。美化環境の復元に関する公益作業に従事することにより、地域美化への意識改革を促し、過料を科することよりも、美化環境を損なう行為を繰り返すことを防げると考えます。自らの意思により、公益作業に従事する制度を整備することにより、より一層の心理効果が期待できると考えます。	岐阜県	岐阜県多治見市	公益作業従事による美化推進のまちづくり	地方自治法により、普通公共団体の条例に違反した者に対し、過料を科すことは認められていますが、労働を伴う罰則規定を設けることは想定されていません。地域の美化環境を促進する場合、違反したものに對し過料を科すも、当人の意識や行動の改善はあまり期待できないばかりか、善された環境を修復するために公費を支出することになります。しかし、地域美化に関する公益作業に一定時間従事するという労働を科すことにより、美化環境維持の大変さや大切さを感じることができ、意識改革につながると考えられます。

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1250	12501010	投資・経営・資格の要件緩和	投資・経営・ビザを取得するための条件の緩和	本市が立地を勧める中国企業(IT、貿易等)に限り、当該規定の条件緩和 ・人員: 2名以上 ・雇用形態: 常勤・非常勤など ・投資額の軽減 又は ・3年間の猶予期間を設ける	外国人が会社経営を行うには「投資・経営・ビザ」が必要であり、「2名以上の常勤日本人の雇用の確保、又は年間500万円以上の投資額」の条件があるが、これを緩和することで、外国企業の本市への進出をいやすることができる。	福岡県	北九州市	北九州市国際物流特区計画	アジアに近いという地理的優位性、充実した社会基盤等の北九州市の特色や豊津地区の大水深港湾の整備等の既存プロジェクトに規制緩和を加え、北九州市のポテンシャルを顕在化することで、産業の集積、港湾の国際競争力の強化を目指し、地域経済の活性化を行うもの。
1251	12511050	在留資格「短期滞在」で入国する外国人舞台芸術家等が行う国際文化交流公演に対する謝礼支払いの容認	特区で開催される国際文化交流を目的とした演劇祭等に招聘された舞台芸術家や舞台芸術団体に、公演の謝礼を支払う場合、その公益性に着目し、これを就労とみなさず、本邦在留の間に認められる「業」として行うものではない臨時の報酬その他の報酬を受け得る活動と解し、「短期滞在」での在留資格を認める 1. 申請人が国若しくは地方公共団体の機関又は、我が国の法律により直接に設立された法人に招聘され、かつ都道府県知事が招待状(招待状)を発行すること 2. 本邦滞在期間が短期であり、かつ、特区での公演数が3公演以下である	特区で開催される世界演劇祭「利賀フェスティバル」等に海外から一流の舞台芸術家や舞台芸術団体を招聘する。 文化交流が目的であることから、公演は3回までとし、謝礼を支払う場合であっても、在留資格「短期滞在」で入国してもらうものとする。 これにより、従来、大変な手間と時間がかかり、取りやめになる事例も多かった舞台芸術家等の招聘を容易にし、世界一流の舞台芸術による国際文化交流を推進する。	「演劇の利賀」として国際的に知られる利賀芸術公園では、世界演劇祭等に世界一流の舞台芸術家等を招聘し、舞台芸術による文化交流を行っているが、文化交流目的で在留資格「短期滞在」で入国した外国人舞台芸術家等に対して謝礼を支払うことができない。 僅かであっても謝礼を支払う場合、その公益性や高い芸術性や活動内容にかかわらず、在留資格は「興行」とされ、入国管理局に対し「在留資格認定証明書」の交付申請が必要とされている。 その発行には、在留資格「興行」における問題事例の多発から、特に嚴重な書類等が一律に要求され、大変な手間と時間を要するばかりでなく、時には、経歴書などの資料要求に芸術家としての誇りを傷つけられた世界一流の舞台芸術家等が演劇祭参加を取りやめる例もあり、招聘に支障をきたしている。 法第19条第一項で禁止されている活動の例外として「臨時の報酬等(業として行うものではない講演)に対する謝金、日常生活に伴う臨時の報酬その他の法務省令で定めるもの」を受け得る活動があり、規則第19条の2第1項第1号二により「催物への参加その他これに類似する活動」に係る報酬を得る活動が認められている。 入国の主目的は舞台芸術による文化交流であり、規則の解釈として、文化交流目的の公益性の高い演劇祭等での公演、を臨時の報酬等を受け得る活動に含めていただきたいと考える。	富山県	富山県、南砺市	舞台芸術特区TOGA	「演劇の利賀」として国際的に知られる利賀村で、これまでの実績を活かし、国際的な舞台芸術人材育成などの専門的な創造・教育事業や「演劇の聖地」にふさわしい舞台芸術空間の創造など、世界の舞台芸術の拠点づくりに取り組み、このため、舞台芸術特区TOGAとして、外国人舞台芸術家の入国手続きの迅速化や在留資格の特例、合掌造りの劇場の芸術性をより高めるための消防法の規制緩和、建築基準法の緩和などを求めるものであり、世界一流の舞台芸術家が集い、自由に創造・実践活動を行う世界演劇の拠点として、富山から世界へ発信する。
1251	12511060	在留資格「興行」にかかる「在留資格認定証明書」交付申請手続きの簡素化	特区で開催される国際文化交流を目的とした演劇祭等に舞台芸術家や舞台芸術団体(劇団等)を招聘する場合、劇団員の在留資格「興行」に係る「在留資格認定証明書」の交付申請を行うが、申請に必要な添付書類のうち経歴書を不要とする。	入国管理局への在留資格「興行」での「在留資格認定証明書」交付申請手続きの際、経歴書の添付を不要とする。 これにより、従来、大変な手間と時間がかかり、取りやめになる事例も多かった舞台芸術家等の招聘を容易にし、世界一流の舞台芸術による国際文化交流を推進する。	国際文化交流を目的に開催される演劇祭等に招聘された舞台芸術家等に公演謝礼を支払う場合は、その公益性や高い芸術性や滞在期間、公演回数等を問わず、在留資格「興行」が必要とされている。 「興行」査証取得には「在留資格認定証明書」が必要であり、その発行には、在留資格「興行」における問題事例の多発から、特に嚴重な書類等が一律に要求され、大変な手間と時間を要する。時には、経歴書などの資料要求に芸術家としての誇りを傷つけられた世界一流の舞台芸術家等が演劇祭参加を取りやめる例もあり、招聘に支障をきたしている。 高い芸術性を評価され招聘される芸術家等であれば、一律に経歴書を提出させることが無くとも、招聘機関が活動上の業績を明らかにすることにより、経歴書に変えることは可能であると考える。	富山県	富山県、南砺市	舞台芸術特区TOGA	「演劇の利賀」として国際的に知られる利賀村で、これまでの実績を活かし、国際的な舞台芸術人材育成などの専門的な創造・教育事業や「演劇の聖地」にふさわしい舞台芸術空間の創造など、世界の舞台芸術の拠点づくりに取り組み、このため、舞台芸術特区TOGAとして、外国人舞台芸術家の入国手続きの迅速化や在留資格の特例、合掌造りの劇場の芸術性をより高めるための消防法の規制緩和、建築基準法の緩和などを求めるものであり、世界一流の舞台芸術家が集い、自由に創造・実践活動を行う世界演劇の拠点として、富山から世界へ発信する。
1262	12621010	外国人IT技術者の在留期間の上限の引き上げ特区	特区内の事業所において、3年を超える期間IT分野の業務に従事することが予定されているIT技術者につき、現行の「技術」の在留資格に係る基準に適合し、地方公共団体が当該外国人の活動を行う事業所を特定する場合には、「特定活動」の在留資格を付与し、当該在留資格に伴う在留期間の上限について、現行の3年から5年とする。	特区内の事業所において、3年を超える期間IT分野の業務に従事することが予定されているIT技術者につき、現行の「技術」の在留資格に係る基準に適合し、地方公共団体が当該外国人の活動を行う事業所を特定する場合には、「特定活動」とみなして在留資格認定証明書を交付することができる。その期間の上限について現行の3年から5年とする。	出入国管理及び難民認定法は、外国人がわが国で行うことが認められる活動類型ごとに在留資格を定め、外国人が在留資格のいずれかをもちて入国・在留することとしており、3年を超えない範囲で在留期間が定められている。そのため、外国人が在留期間を超えて在留する場合には、法務大臣から在留期間の更新許可を受ける必要がある。これをIT分野の業務に従事することが予定されているIT技術者につき、当該在留資格に伴う在留期間の上限を緩和することで、外国人労働者のみならず、雇用する企業側にも技術の向上に貢献すると考えられるため、提案いたします。	新潟県	新潟ニュービジネス協議会、日本ニュービジネス協議会連合会	外国人IT技術者の在留期間の上限の引き上げ特区構想	特区内の事業所において、3年を超える期間IT分野の業務に従事することが予定されているIT技術者につき、現行の「技術」の在留資格に係る基準に適合し、地方公共団体が当該外国人の活動を行う事業所を特定する場合には、「特定活動」の在留資格を付与し、当該在留資格に伴う在留期間の上限について、現行の3年から5年とする。
1277	12771010	刑法に規定している、賭博罪、及び風俗法等の規制緩和	サイバーゲーミング・ビジネスの運営	サイバーゲーミング・ビジネスの運営	このビジネスは初期投資が比較的低く、又事業開始が速やかに行える為、災害地域の復興に対応する事が出来る。この事業よりの収益を当該地域に還元し復興にすべく寄与する事が出来る。	東京都	株式会社東京総合研究所、日本ニュービジネス協議会連合会	災害認定地区復興プロジェクト	災害認定地域を特区としその地域にサイバーゲーミング・ビジネスのサーバーの設置、その事業よりの収益に対して新たな災害復興税等設定しそれを地方公共団体に納め、当該地域の復興に助する。

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1281	12811010	学業が修了した外国人留学生在の在留期間の延長及びこの期間内の資格外活動許可の制限の緩和	学業が修了した外国人留学生について、起業準備のために180日間を超えた在留期間を認める。また、この期間内の資格外活動許可の制限を緩和する。	外国人留学生の日本での起業準備を支援するために、在留期間を学業修了後180日を超えて延長できるようにする。また、この期間内に、一定の条件下において資格外活動許可の制限を緩和し、企業での有償インターン実習等、実際の仕事を通じて起業をめざす機会が得られるようにする。	現状、学業終了後に学校の推薦がある場合、最長180日間の滞在が認められている。また、これを活用し就職先が内定した者については、一定の要件の下で在留を認めることが平成17年中に措置される。 これに関して、就職先の内定といった要件に加え、起業準備のために指定のインキュベーションセンターに入居し、起業支援のステップに準拠した活動を行っていることを要件として在留を可能とする。 また、この期間中の資格外活動許可の制限を、有償のインターンシップ活動に準じる資格外活動が取得できるようにする。	大阪府	学校法人エール学園、(特活)地域財オークション会議	アジアで活躍する留学生起業家の育成支援プロジェクト	外国人留学生は日本で学んだことを活かすために、卒業後に日本で起業をしたいと考える学生も多い。しかし、現状では入国管理面において様々な規制があるためになかなか困難な状況にある。 これについて、起業家育成の学科を専攻する外国人留学生については、指定のインキュベーションセンターの起業支援プログラムを受けるといった条件下において、学業終了後も180日間を超えた起業準備のための在留資格延長を認める。また、学業終了後に起業する場合、指定の留学生ファンドの審査に合格して起業する際には、在留資格の再定義により、500万円の投資要件の達成に関して、3年間の猶予期間を認める。さらに在学中の会社設立に関しても、在学中は在留資格の変更を猶予する等の特例を設けることにより、外国人留学生起業家の育成ならびにアジアの玄関口としての大阪の国際ビジネス振興につなげる。
1281	12811020	学業が修了した外国人留学生在が日本で起業する際の在留資格の取得要件の緩和	学業が修了した外国人留学生在が日本で起業する場合、一定の条件下において在留資格の取得要件を緩和し、スタートアップビジネスからのスタートを可能とする。	外国人留学生の日本での起業を奨励するために、一定の条件下において、在留資格の取得要件を緩和する。具体的には、「人文知識・国際業務」または「技術」の在留資格をスタートアップビジネスから起業を促進するものとして再定義し、これに関しては現状、「投資・経営」の在留資格にあるような500万円以上の投資額といった要件の達成に猶予期間を与える。	外国人留学生が学業修了後に日本で起業する場合、「投資・経営」の在留資格等の取得要件が厳しかったため、起業の意欲があるにもかかわらず、実現しづらいケースも多い。 これについて、「人文知識・国際業務」または「技術」の在留資格をスタートアップからの起業を促進するものとして再定義し、「投資・経営」の在留資格にある500万円以上の投資額といった要件の達成に3年間の猶予期間を設ける。これにより外国人留学生の積極的な起業を奨励する。 ただし、これらの特例を受けるためには、指定のインキュベーションセンターに入居して、起業支援のステップに準拠した活動を行い、かつ指定の留学生ファンドの審査に合格し、ファンドから投融資を受けて起業することを条件とする。	大阪府	学校法人エール学園、(特活)地域財オークション会議	アジアで活躍する留学生起業家の育成支援プロジェクト	外国人留学生は日本で学んだことを活かすために、卒業後に日本で起業をしたいと考える学生も多い。しかし、現状では入国管理面において様々な規制があるためになかなか困難な状況にある。 これについて、起業家育成の学科を専攻する外国人留学生については、指定のインキュベーションセンターの起業支援プログラムを受けるといった条件下において、学業終了後も180日間を超えた起業準備のための在留資格延長を認める。また、学業終了後に起業する場合、指定の留学生ファンドの審査に合格して起業する際には、在留資格の再定義により、500万円の投資要件の達成に関して、3年間の猶予期間を認める。さらに在学中の会社設立に関しても、在学中は在留資格の変更を猶予する等の特例を設けることにより、外国人留学生起業家の育成ならびにアジアの玄関口としての大阪の国際ビジネス振興につなげる。
1281	12811030	外国人留学生在が在留期間中に会社を設立する際の「留学」の在留資格の保持	外国人留学生在が在留期間中に会社を設立する場合、一定の報酬が発生した場合にも在留資格の変更をすることなく在留可能とする。	起業家育成の学科を専攻する外国人留学生在が、在留期間中に会社を設立する場合、原則として在留資格の変更が必要とされるが、これについて個別の資格外活動許可を取得することで、報酬が生じても「留学」の在留資格を保持できるものとする。	起業家育成学科を専攻する外国人留学生においては、ビジネスチャンスを見逃さないためにも在留期間中に会社を設立するケースが想定されます。この際、原則として報酬が生じる活動となった段階では在留資格の変更が必要とされるが、起業の初期段階では生活費を賄えるような利益を上げることは事実上困難である。 一方、外国人留学生を対象とした奨学金は、そのほとんどが「留学」の在留資格を有することを条件としており、在留資格が変更されることによりこれが受給できなくなるケースが予想される。 これについて、会社設立後に一定の報酬が生じても、「留学」の在留資格のまま個別の資格外活動許可が取得できるようにする。 ただし、この特例を受けるためには、起業家育成を目的とした学科にて卒業に必要な単位を取得することを前提にし、かつ指定の留学生ファンドの審査に合格し、ファンドから投融資を受けて起業することを条件とする。	大阪府	学校法人エール学園、(特活)地域財オークション会議	アジアで活躍する留学生起業家の育成支援プロジェクト	外国人留学生は日本で学んだことを活かすために、卒業後に日本で起業をしたいと考える学生も多い。しかし、現状では入国管理面において様々な規制があるためになかなか困難な状況にある。 これについて、起業家育成の学科を専攻する外国人留学生については、指定のインキュベーションセンターの起業支援プログラムを受けるといった条件下において、学業終了後も180日間を超えた起業準備のための在留資格延長を認める。また、学業終了後に起業する場合、指定の留学生ファンドの審査に合格して起業する際には、在留資格の再定義により、500万円の投資要件の達成に関して、3年間の猶予期間を認める。さらに在学中の会社設立に関しても、在学中は在留資格の変更を猶予する等の特例を設けることにより、外国人留学生起業家の育成ならびにアジアの玄関口としての大阪の国際ビジネス振興につなげる。
1297	12971010	共同住宅敷地内における多機能ベンダーにおけるアルコール類の販売	共同住宅修繕積立金を管理運用する有限責任事業組合による共同住宅敷地内における多機能ベンダー事業において、多機能自動販売機でのアルコール類の新規販売を許可する	共同住宅修繕積立金を管理運用する有限責任事業組合による共同住宅敷地内における多機能ベンダー事業において、共同住宅敷地内における多機能自動販売機(「共同住宅敷地内における多機能ベンダー事業」において、共同住宅敷地内における多機能自動販売機)でアルコール飲料類、タバコ、生活必需品(洗剤、加工食品、塩、砂糖、米等)及び医薬品の販売ができるよう規制改革を行う。これにより、当該有限責任事業組合(LLP)が行う共同住宅敷地内における多機能ベンダー事業に係る事業債をもって、共同住宅管理組合が保有する修繕積立金を受取予定金利5%で運用するとともに、当該事業債に対する課税によって自治体等の財政に寄与し、修繕積立金資金(全国規模推定60兆円)の流動化を図り、わが国経済の活性化に寄与する。詳細添付資料参照。	有限責任事業組合(LLP)が行う共同住宅敷地内における多機能ベンダー事業、並びに当該敷地内に係る事業債の発行を円滑に推進するためには、多機能ベンダーで扱う主要商品にビールが必要となるため、また、組合に参加する共同住宅の敷地に匹敵する多数の多機能ベンダーに関する新規許可を当該有限責任事業組合(LLP)を対象に神奈川県一括で行うことが必要であるため	神奈川県	個人	共同住宅修繕積立金を管理運用する有限責任事業組合による共同住宅敷地内における多機能ベンダー事業、構想	共同住宅管理組合が保有する修繕積立金を預託によって管理運用する有限責任事業組合(LLP)を設立し、「共同住宅敷地内における多機能ベンダー事業」に係る事業債をもって安全かつ確実に運用する。このために、当該有限責任事業組合(LLP)が行う共同住宅敷地内における多機能ベンダー事業において、多機能自動販売機でアルコール飲料類、タバコ、生活必需品及び医薬品の販売ができるよう規制改革を行う。これにより、修繕積立金を受取予定金利5%で運用するとともに、当該事業債に対する課税によって自治体等の財政に寄与し、修繕積立金資金の流動化を図り、わが国経済の活性化に寄与する。

プロジェクト管理番号	規制特別提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1297	12971020	共同住宅敷地内における多機能ベンダーにおけるタバコの販売	共同住宅修繕積立金を管理運用する有限責任事業組合による「共同住宅敷地内における多機能ベンダー事業」において、多機能自動販売機でのタバコの新規販売を許可する	共同住宅管理組合が保有しその管理運用に窮している修繕積立金を預託によって管理運用する有限責任事業組合(LLP)を設立し、自動販売機事業の発行する「共同住宅敷地内における多機能ベンダー事業」に係る事業債をもって安全かつ確実に運用する。このために、当該有限責任事業組合(LLP)が行う「共同住宅敷地内における多機能ベンダー事業」において、共同住宅敷地内における多機能自動販売機(ベンダー)でアルコール飲料類、タバコ、生活必需品(洗剤、加工食品、塩、砂糖、米等)及び医薬品の販売ができるよう規制改革を行う。これにより、当該有限責任事業組合(LLP)が行う「共同住宅敷地内における多機能ベンダー事業」に係る事業債をもって、共同住宅管理組合が保有する修繕積立金を受取予定金利5%で運用するとともに、当該事業債に対する課税によって自治体等の財政に寄与し、修繕積立金資金(全国規模推定60兆円)の流動化を図り、わが国経済の活性化に寄与する。詳細添付資料参照。	有限責任事業組合(LLP)が行う「共同住宅敷地内における多機能ベンダー事業」並びに当該事業に係る事業債の発行を円滑に推進するためには、組合に参加する共同住宅の数に匹敵する多数の多機能ベンダーに関する新規許可を当該有限責任事業組合(LLP)を対象に神奈川県一括で行うことが必要であるため	神奈川県	個人	共同住宅修繕積立金を管理運用する有限責任事業組合による「共同住宅敷地内における多機能ベンダー事業」構想	共同住宅管理組合が保有する修繕積立金を預託によって管理運用する有限責任事業組合(LLP)を設立し、「共同住宅敷地内における多機能ベンダー事業」に係る事業債をもって安全かつ確実に運用する。このために、当該事業組合が行う「共同住宅敷地内における多機能ベンダー事業」において、多機能自動販売機でアルコール飲料類、タバコ、生活必需品及び医薬品の販売ができるよう規制改革を行う。これにより、修繕積立金を受取予定金利5%で運用するとともに、当該事業債に対する課税によって自治体等の財政に寄与し、修繕積立金資金の流動化を図り、わが国経済の活性化に寄与する。
1302	13021010	大学に在学する留学生在がアルバイトに従事する時の資格外活動許可時間の規制緩和	大学学部在籍する外国人留学生の資格外活動(アルバイトに従事する場合は、現在1週間28時間以内(当該学校の長期休業期間中は1日8時間以内)で認められているが、この規制を1週間35時間以内に延長する。	21世紀は観光が日本のリーディング産業の時代になると言われており、県内では静岡空港の開港が間近に迫っており、今後アジア圏の住民を中心に富士山を身近に持つ当地域への外国旅行者の増加が予測される。(資料1・2)当市は、富士、箱根、伊豆の玄関口に位置しており、地の利に対して地域独自の歴史・文化・芸術・観光・温泉・物産・イベント等の情報を発信し、双方向性を生かしたきめ細かい情報提供、予約、物産販売等の仕組みづくりが求められている。今後、富士・箱根、伊豆地域の観光国際化を推進し、外国人観光客の受け入れ体制の充実を図るとともに、国民コース、旅行形態の多様化に対応するため、三島駅北口に建設予定の日本大学複合型ビルの中に静岡県東部地域の観光拠点となる総合案内所を包括した観光インフォメーションセンターを設置する。今後日本大学国際関係学部との連携により、英語・中国語・韓国語・ドイツ語・スペイン語等の圏域(資料3・4)からの旅行者への言語を含む窓口配置(コールセンター)やトラブル、救急医療や相談対応、各国の風俗・食習慣・宗教等の紹介と留意点等のガイドを行う。日本大学には、約100人を超える留学生在があり、富士、箱根、伊豆の観光地、観光施設とコールセンターをつなぐことで早朝、夜間の時間帯を学生が対応するようシステム化を図る。このため、早朝2時間、夜間の5時間、週5日制として外国人留学生の就業時間を28時間を35時間に延長するため提案する。本来学生は勉強が本分であるので、拘束時間中であっても、照会、相談がなければ勉強、読書も可能となる。	富士、箱根、伊豆地域に観光で訪れる外国人(台湾、韓国、中国等)が宿泊施設に滞在する時間のうち、午前6時～9時と午後5時～10時までの間、ホテル、旅館、各リゾート施設における言語、習慣、病事故等への相談対応を行う。又、三島駅北口に観光インフォメーションセンターの設置が検討されており、海外からの旅行者、旅行者に対応するためのコールセンター機能を設けることで海外からの施設、観光地に関する観光情報の問い合わせに適切に対応する。	静岡県	静岡県三島市	観光振興による地域活性化留学生生活用特区	伊豆地域の観光振興を図る方策のひとつとして近年増加傾向が著しい、アジアからの外国人観光客を中心に受け入れ体制の充実を図るため、三島駅北口に建設予定の日本大学複合型ビルの中に日本大学と連携して観光インフォメーション(外国人旅行者のコールセンター機能を有する)を設置し、日本大学国際関係学部在籍する留学生に、早朝、夜間の照会、夜間窓口業務を担当させる。このため在留資格留学をもって在留する者に対する資格外活動許可に係る取扱いについて、週28時間以内とされる就業時間を35時間に延長をするものである。